

学校教育目標

－目指す生徒像－

1. 物事をよく見て理解し、自ら考え正しく判断するとともに、主体的・協働的に探究し行動することができる生徒
2. 自他の人権や生命を敬い尊重する精神を持ち、多様性を認め合いよりよい人間関係を形成することができる生徒
3. 望ましい自己実現のため不断に資質・能力の向上に努め、豊かな地域づくりに参画しようとする意欲を持つ生徒

沿革抄

昭和	7.	4.	6	町立浦河実践女学校設置認可
	7.	6.	1	開校式（当初生徒数 45 名）
	16.	4.	20	町立浦河高等女学校と改称
	19.	3.	31	北海道庁立に移管 北海道庁立浦河高等女学校と改称
	22.	4.	1	新学制実施により新制中学校を併設
	22.	11.	1	北海道立浦河高等女学校と改称
	23.	4.	1	北海道立浦河高等学校と改称 通常課程普通科設置
	24.	1.	28	定時制課程併設
	25.	4.	1	北海道浦河高等学校と改称、水産科設置
	27.	3.	4	十勝沖地震により、校舎全壊
	27.	6.	19	水産科、漁業実習船アポイ丸(32 トン)竣工
	29.	5.	31	校舎新築工事竣工
	34.	4.	1	水産科廃止、漁業科新設
	40.	4.	1	工業科（電気科、機械科各 1 学級）設置
	40.	11.	16	工業科校舎完成
	41.	9.	1	開校 30 周年記念式典
	42.	4.	1	漁業科募集停止
	43.	5.	16	十勝沖地震発生、校舎、施設一部損壊
	44.	3.	1	漁業科廃止、実習船アポイ丸北海道函館水産高等 学校へ移管
	44.	10.	27	格技場落成
	49.	3.	25	新体育館落成、電気科校舎増築工事竣工

	52.	7.	16	水泳プール竣工
	55.	3.	24	校舎改築第 1 期工事完成
	56.	3.	25	校舎改築第 2 期工事完成
	56.	10.	31	校舎改築第 3 期工事完成
	57.	3.	21	浦河沖地震により本校舎、工業棟接続廊下（1 F ～ 4 F）全壊
	57.	3.	30	新校舎改築第 3 期工事完成（工業実習棟）
	58.	10.	8	創立 5 0 周年並びに校舎改築落成記念式典
	59.	10.	1	クラブ部室新築（2 棟 6 室）
	59.	9.	17	水泳プール上屋新築工事
	62.	3.	8	定時制課程閉課式
平成	3.	4.	1	工業科(電気科・機械科各 1 学級)募集停止、普通 科 7 学級(1 学級増)
	4.	10.	24	創立 6 0 周年記念式典
	5.	1.	15	釧路沖地震により屋内体育館屋根等損壊
	5.	2.	20	工業科閉科式
	8.	2.	27	実習室内部（トレーニングルーム）改修工事 (456.8 m ²)
	8.	3.	14	グラウンド防球ネット設置(472m)
	8.	4.		新制服（1 年生より学年進行）
	14.	4.	1	二学期制実施
	15.	9.	26	十勝沖地震発生、校舎、施設一部損壊
	15.	11.	8	創立 7 0 周年記念式典
	15.	12.	9	大規模改修工事(2 期)完成
	17.	3.	29	水泳プール及び上屋改築工事完成

	18.	3.	27	体育館、柔剣道場改築工事完成
	18.	12.	27	体育館渡り廊下改築・弓道場新築工事完成
	19.	1.	11	屋内体育館改築・外構工事完成
	21.	1.	23	サッカー場整備工事完成
	24.	4.	1	北海道様似高等学校と統合 総合学科へ学科転換
	24.	4.	9	開科式・入学式挙行 新制服（1年次より年次進行）
	25.	10.	12	創立80周年記念式典
令和	3.	4.	1	総合学科3学級（1学級減）
	5.	10.	31	創立90周年記念式典

北海道浦河高等学校生徒心得

(前文)

この心得は、本校生徒として意義ある豊かな高校生活を過ごすための基本的な心得を示したものである。校訓「自主・敬愛・努力」のもと、本校生としての自覚を持ち、自己実現に向かって実践に努めること。

制服

共通事項

- 1 服装は高校生として華美にならず清楚であること。
- 2 本校指定のジャケット、スラックス、カットシャツ、ネクタイを必ず着用すること。
- 3 カットシャツは、必ずスラックスの中に入れて着用すること。
- 4 ソックス（女子はハイソックスを含む）は清楚なものを着用すること。
- 5 防寒のため、本校指定のニットベストに限り着用を認める。
- 6 上履きは年次指定のものを着用すること。
- 7 外靴の型、色は派手でないものとする。なお、サンダル等は禁止する。

女子略装

- 8 女子は、5～11月の期間において、定められた日及び場面以外は、本校指定のスカートを着用してもよい。
- 9 スカート丈は膝の中心とする。
- 10 ソックスは紺のハイソックスとする。
- 11 ストッキングまたはタイツは無地とし、黒または肌色を原則とする。

夏季略装

- 12 6月1日～9月15日は、夏季略装期間とし、定められた日及び場面以

外は、次の略装を認める。ただし、気候によって期間が変更となる場合もある。

- (1) ジャケット及びネクタイを着用しなくてもよい。
- (2) 男子はポロシャツまたは半袖ワイシャツ、女子はポロシャツまたはオーバーブラウスを着用してもよい。
- (3) ジャケットを着用する際は、必ずネクタイを着用する。
- (4) ポロシャツとジャケットの組み合わせは認めない。

◎頭髪・その他

高校生らしい身だしなみであるよう努めること。

1. パーマ・染色・脱色は禁止する。
2. コテ等のつけすぎは禁止する。
3. 特異な髪型は禁止する。
4. 指輪・ピアス・ネックレス・ブレスレット等及びカラーコンタクトレンズの着用は禁止する。
5. 化粧・マニキュア及び有色リップクリームは禁止する。

◎生活全般

学校は集団生活の場である。秩序ある生活を心掛け、集団としての約束を守ること。

○校内生活

1. いじめ・暴力等は絶対にしないこと。
2. 必要な物以外は持ってこないこと。
3. 生徒手帳・身分証明書を携帯すること。
4. 所持品にはすべて記名し、貴重品は特に必要な場合担任に保管を依頼すること。

5. 校内において携帯品を紛失又は拾得等の場合は、直ちに教員に申し出ること。
6. 欠席・遅刻・早退の場合は担任に届けること。
7. 登校後、許可なく外出はできない。
8. 金銭の貸借は禁止とする。また、生徒間での物品売買、寄付行為はしないこと。
9. 施設、設備、備品の使用は届け出をすること。破損した場合は速やかに連絡すること。
10. 下校は速やかに行い、時間は19時までとする。
11. 休日に登校する時は事前に届け出ること。

○校外生活

校外においても、高校生としての自覚をもち、品位ある行動を心がけること。

1. 外泊は禁止する。
2. 外出の際、保護者に行き先を告げ、生徒手帳、身分証明書を携帯すること。
3. 未成年者の立ち入りを法律で禁止された場所（スナック、クラブ、パチンコ店等）へは立ち入らないこと。
4. 外出は22時までとする。
5. アルバイトは20時までとする。
6. 法規を守り、交通安全に気をつけること。
7. 飲酒・喫煙・薬物乱用等は、時と場合によらず絶対にしないこと。
8. 登山、キャンプ等の旅行は原則として保護者同伴とし、事前に届け出ること。

◎届 出

所定の手続きならびに諸届の類は、必ず決められた次の要領で届け出ること。

1. 病気その他の理由により欠席・遅刻・早退・外出しようとする場合は、担任にその理由を申し出て許可を得ること。
2. 必要に応じて次の届出を提出すること。
異装願、自転車通学届、校外行事参加届、旅行届、
アルバイト届、下宿届、住所変更届など

◎その他

1. 普通自動車免許は、普通免許、準中型免許、大型特殊免許の取得を認める。
2. バイク（原付含）及び車の運転は一切禁止する。また、安易な同乗はしないこと。
3. 普通車の免許取得は、3年次より届出制とする。
4. バイクの免許取得は、禁止する。ただし、就職に関わって自動二輪の運転免許が必要と認められる場合は、3に準ずる。

◎アルバイト

高校生の本分は勉強であるという自覚を持ち、学習活動や学校生活に支障のない範囲で就労すること。

1. 学業成績が著しく不振の場合や本校生徒心得やその他の規定に反する行為があった場合には就労を差し止めることがある。
2. アルバイトを希望する生徒は担任に届出ること。
3. 次のような職種のアルバイトは禁止する。
（1）実働8時間を超えるもの。

(2) 20 時以降に従事するもの。

(3) 危険な作業及び健康を害するおそれのあるもの。

(4) 風俗営業に関わるもの。

ア パチンコ店

イ ゲームセンター

ウ 居酒屋及びスナックなどの主として酒類を扱う飲食店など。

4. 定期考査 1 週間前から終了までの期間は就労を禁止する。

図書館心得

各人が人格者であるという自覚を持ち、次の各項に留意すること。

1. 入館前にその目的を明らかにすること。
2. 館内での飲食は絶対にしないこと。
3. 館内では秩序を守り、静粛をたもち、他人に迷惑となるような行動をしないこと。
4. 図書及び備品を紛失、破損しないようにすること。
5. 閲覧後は、必ず椅子を元通りに直すこと。
6. 図書の閲覧及び貸出については、「図書閲覧規則」を厳守すること。

図書閲覧規則

目 的

第1条 図書館の資料及び施設備品の利用は、この規則による。

開館・閉館及び休館

第2条 開館は登校日の昼休み及び放課後とする。但し、都合により時刻変更または臨時休館することもある。

第3条 長期休館中における開館は、その都度これを定める。

館内閲覧

第4条 一般図書・雑誌及び新聞は、自由閲覧とする。

館外貸出

第5条 貸出図書を係員に提出する。

第6条 貸出冊数は1人3冊までとし、貸出期間は帯出日及び返却日を含めて8日間とする。なお、期間延長は2度までできる。

第7条 禁帯出書、整理中の図書は貸し出さない。

第8条 長期休暇中の貸出については、その都度これを定める。

第9条 図書及び備品等の紛失、破損した者には相当の責任を取らせることができる。

部活動に関する規定（抜粋）

第1節 対外行事に参加する生徒の資格

第1条（目的）

対外行事に参加する生徒の活動は、他校との親善に貢献し、光輝ある学校の伝統や校風を社会に示すことにある。従って、その生徒は、単に技能が優れているというばかりでなく、精神的にも身体的にも本校を代表する資格を持っていなければならない。

第2条（対外行事の範囲）

運動系部局における対外行事は次のとおりである。

- (1) 高体連・高野連・高馬連の主催する大会（地区・全道・全国）
- (2) 国体の主催する大会（地区・全道・全国）
- (3) 各競技団体又はその連合体の主催・共催する大会
- (4) 地域の社会教育団体の主催する大会
- (5) 練習試合

第3条

文化系部局における対外行事は次のとおりである。

- (1) 高文連・高等学校商業部会主催のもの
- (2) 公共団体・新聞社・放送局及びその他教育団体が主催するもの
- (3) その他教育的見地から意義を認められるもの

第4条（参加制限）

次の事項に該当する生徒は原則として対外行事に参加できない。

- (1) 学業成績が著しく不振な者
（当該年度において評価1の成績を3つ以上有する者）
- (2) 正当な理由を除く欠席日数が20%を超える者。
- (3) 家庭謹慎の処分をうけ、指導中の者。

(4) 素行上、代表生徒として不適当と認められる者。

(5) 医師の健康診断の結果、不適当と認められる者。

(6) 保護者の承諾を得ない者。

第5条（授業時数）

対外行事に参加する者で授業を受けられない場合は、担任及び顧問を通じて各教科担任に連絡をする。ただし、その場合の取扱いは公欠課とする。

また、遠征期間中、活動日が中1日以上空く場合は、原則として戻ってきて、学校で授業を受けること。ただし、遠隔地で活動が行われる場合は必ず部局委員会に申し出て、許可された場合はこの限りでない。

第6条

以上の規定に反し出場した部局の処置は、部局委員会を経て職員会議によって決定する。

第7条（出場回数）

運動系部局の大会への参加は年5回までとする。

ただし、全道大会もしくは全国大会に通じる大会への参加は年3回までとする。

第8条

文化系部局の全道大会もしくは全国大会に通じる大会への参加は年3回までとする。

第9条

参加する大会の範囲については年度当初の部局委員会で審議の上、校長が決定する。

第10条（練習試合）

運動系部局の練習試合は、次の通りとする。

(1)管内（日胆地区）、管外合わせて年3回以内とする。ただし、その内管外は年1回とし、2泊を限度とする。

(2)試合に際しては、あらかじめ該当校の校長ならびに監督の了承を得る。ただし、考査1週間前から考査終了までの練習試合は原則として禁止する。

第11条

文化系部局の大会を除く対外行事参加は年3回以内とする。

第12条(参加人数)

参加人数は登録選手数を原則とする。ただし、地区大会および練習試合はその限りでない。

（注）登録選手数とは、それぞれの種目のエントリー人数である。

第13条（出場参加許可）

大会への出場及び参加は部局委員会を経て、校長の許可を得なければならない。

第14条（参加の手続き）

対外行事に参加する場合、次の書類を作成し、部局委員会に提出しなければならない。

(1)遠征承諾書（参加人数分）

(2)遠征実施要領 ※ 大会要項

第23条（活動時間）

19時まで完全に完全下校できるように活動を終えるものとする。

第24条(考査前の活動)

1. 通常は、考査1週間前から活動を禁止する。

2. 考査終了後、2週間以内に大会を控えている部局は、3日前まで平常活動を認め、それ以降は顧問の判断により考査前日まで1時間程度の活動を認める。ただし、特別な事情がある場合には審議の対象とする。

3. 必ず事前に部局委員会に申し出ること。

第25条(考査期間中の活動)

考査期間内に大会を控えている部局の活動は次の通りとする。

(1)考査期間中の活動は1時間程度とする。

(2)事前に必ず部局委員会に申し出ること。

第26条(活動時間の延長)

顧問が必要と認めた場合は、次の各項により活動時間を延長することができる。

(1)大会の1ヶ月前を原則とし、1ヶ月を越えて延長する場合は、部局委員会で検討し、決定する。

(2)時間延長に際しては、部局活動延長実施要領、時間延長承諾書等を作成し、部局委員会に提出すること。

(3)顧問不在の時間延長は許可しない。

合宿

第27条（目的）

集団生活を通じて、顧問、生徒相互の信頼を深め、生徒の規律ある生活習慣の習得や精神的技術的向上を図る場とする。

第28条

合宿は長期休業中に行うものとし、期間は年間を通して2週間以内とする。

第29条(参加人数)

参加人数は合宿の目的にかなう人数とする。

第30条（指導）

顧問は必ず起居をともにし、指導にあたること。

男女合同の合宿については、起居は男女別とし、複数の顧問が指導にあたること。

第31条（提出書類） 次の書類を部局委員会に提出する。

(1)合宿計画書は、生徒が自主的に計画し、顧問教師がこれを検討し、1部を提出すること。

(2)保護者の合宿承諾書と担任の承認を得ること。

(3)提出された資料に基づいて部局委員会に計り、校長が許可する。

生徒会会則

(前文)

本会は会員の健全な自治活動を通じて会員相互の親睦を図り、英知を養うとともに会員個々の自主性を高揚し、学校生活を充実向上させることを目的として本規約を制定する。

第1章 名 称

第1条 本会は北海道浦河高等学校生徒会と称する。

第2章 会 員

第2条 本会の会員は北海道浦河高等学校生徒とする。

第3章 権 限

第3条 本会は生徒の学校活動に関しこれを審議実行する権限を有する。ただし、学校側の承認を必要とする。

第4章 組 織

第4条

(1) この会を代表する者として、会長1名、副会長若干名を置く。
会長は立候補制として全会員の投票により選出され、副会長は会長の指名により決定される。会長はこの会の執行部長を兼ね、副会長は副執行部長を兼ねる。

(2) 会計を管理する者として会計監査委員長を1名置く。

会計監査委員長は立候補制として全会員の投票により選出される。

第5条

本会は目的達成の為に次の機関を置く。

- | | |
|------------|------------|
| (1) 生徒総会 | (2) 評議会 |
| (3) 生徒会執行部 | (4) ホームルーム |
| (5) 委員会 | (6) 外局 |

(7) 部

第5章 生徒総会

第6条 生徒総会は本会の最高議決機関である。

第7条 生徒総会は全会員をもって構成する。

第8条 生徒総会は次のことを行う。

- (1) 評議会及び生徒会執行部、局、委員会によって提出された議案の議決。
- (2) 予算の承認。
- (3) 全会員の5分の1以上の署名によって提出された議案の議決または動議の議決。
- (4) 会則の決定及び変更。
- (5) 評議会および生徒会執行部の解散要求。

第9条 生徒総会を運営するために議長1名、副議長1名、書記若干名で構成される議長団を設置する。

議長及び副議長は評議会の中から互選により決定する。

書記については、生徒会執行部書記が兼任するものとする。

第10条 議長団は年度当初に定例の生徒総会を招集する。次の場合臨時に生徒総会を招集する。

- (1) 全会員の5分の1以上の要求があった場合
- (2) 評議会が必要と認めた場合
- (3) 会長の要求があった場合

第11条 議長団は事前に議題、開催日時、その他必要事項を会員に告示しなければならない。

第12条 会員は各自1票の議決権を持つ

第13条 定例総会は全会員の3分の2以上の出席で成立し、議決は出席会員数の過半数の賛成により決定する。

ただし、罷免案及び会則改正案については、出席会員数の3分の2以上の賛成により決定することとする。

第14条 生徒総会において会員が発言するには議長の承認を必要とする。

第15条 会員は誰でも動議を提出することが出来る。

第16条 動議を議題とするためには、出席会員の10分の1以上の賛成を必要とする。

第17条 同一議案についての修正動議が複数提出された場合、修正案の表決の順序は原案に最も遠いものから順に行う。

第18条 議案採決の際、議長はこれを宣言しなければならない。採決宣言以降のその議案に関する発言は認められない。

第6章 評議会

第19条 評議会は生徒総会に代わる議決機関である。

第20条 評議会は各ホームルームより選出されたHR長、副HR長より構成される。

第21条 評議員の互選により、評議会に次の役員を置く。

(1) 議長1名

(2) 副議長1名

第22条 評議会は必要に応じて開催される。

第23条 評議会は3分の2以上の評議員の出席で成立し、議事は出席議員の多数決をもって議決され、同数の場合は議長がこれを採決する。ただし2月1日より3年生を除く。

第24条 評議会は次のことを行う。

(1) 生徒会執行部、評議会、局、委員会、HRより提出された議案の議決。

(2) 生徒会の自治に関する議決。

(3) 生徒総会に提出すべき議案の議決。

(4) 会計監査委員会の報告に関する議決。

(5) その他

第25条 評議会は必要に応じて各部局長・各顧問・参考人の出席を要求することが出来る。

第26条 評議会には評議員以外の全員が傍聴することが出来るが、発言を認めない。

第7章 生徒会執行部

第27条 執行部は本会の執行機関である。

第28条 執行部は、次の役員をもって構成され、各委員会委員長ならびに書記は、会長がこれを指名し決定する。

(1) 生徒会長 1名（執行部会を統括する。）

(2) 副会長 若干名（生徒会長を補佐し、生徒会長事故ある場合事務を代行する。）

(3) 書記 若干名

(4) 総務委員長 1名

(5) 風紀委員長 1名

(6) 保健委員長 1名

(7) 文化委員長 1名

(8) 体育委員長 1名

(9) 図書委員長 1名

(10) 会計 若干名

(11) 会計監査委員長 1名

第29条 執行部で執行する事項は次の通りである。

(1) 生徒総会及び評議会で決定した事項

(2) 執行上、必要な具体案の作成

(3) 予算案及び決算報告書の作成

(4) その他

第 30 条 執行部は必要に応じて各部局長・参考人又はその他の出席を要求することが出来る。

第 31 条 執行部の会期は、10月1日より翌年9月30日までとする。

第 32 条 執行部には細則をおくことが出来る。なお、この細則は評議会で議決する。

第 8 章 委員会

第 33 条 委員会は、執行部の専門部門である。

第 34 条 各委員長は第 28 条に基づく。

第 35 条 委員会は次の機関をおき、その目的達成のため各クラスより選出された1名の委員によって構成される。ただし、風紀・体育・保健委員は各クラスより2名選出される。

(1) 総務委員会

(2) 風紀委員会

(3) 保健委員会

(4) 文化委員会

(5) 体育委員会

(6) 図書委員会

(7) 選挙管理委員会

第 36 条 各委員会は、生徒総会及び評議会での決定事項を全生徒に徹底させ実行に移す。

第 37 条 各委員会は、執行上必要な予算を要求することが出来る。但しこの場合執行部の承認を必要とする。

第 38 条 委員会には細則を置くことが出来る。なお、この細則は評議会で

議決する。

第 9 章 ホームルーム

第 39 条 ホームルームは生徒会活動に関する議決事項を実施し、また評議会に提出する事項を協議する。

ただし、独自の活動に関しては会則に反しない限り他からの制約を受けない。

第 40 条 ホームルームはクラス全体をもって構成される。

第 41 条 各ホームルームには互選された次の役員を置く。

(1) ホームルーム長 1名

(2) 副ホームルーム長 1名

(3) 各委員

ホームルーム長及び副ホームルーム長は、評議会に出席しなければならない。

第 10 章 外 局

第 42 条 外局として新聞局、放送局、図書局、吹奏楽局を置き生徒会の報道機関とする。

第 43 条 外局は同好者をもって構成され、局長及び次長を置き、その任期は1年とする。

第 44 条 外局は次の任務に当たる。

(1) 学校新聞の発行

(2) 学校放送

(3) 生徒会行事

(4) 学校行事に於ける演奏

(5) 生徒会機関誌の発行

(6) その他

第 45 条 外局は必要に応じて予算を要求することが出来る。

第 46 条 外局につき細則を置くことが出来る。なお、この細則は評議会で議決する。

第 11 章 部

第 47 条 部活動は生徒の心身の健全な発達及び自治活動を促す機関である。

第 48 条 部は運動系と文化系をもって構成する。部は 2 部まで属することが出来る。ただし、運動系の部は 1 部に限る。

第 49 条 部の成立には 5 名以上の部員を必要とする。

但し、令和 3 年度末までは部の新規設立を行わない。

第 50 条 その他、部、同好会に関する細則を定める。

第 12 章 任期及び解任

第 51 条 各委員及び評議員の任期は、前期（4 月 1 日より 9 月 30 日まで）、後期（10 月 1 日より 3 月 31 日まで）の 2 期とし、委員長の任期は 1 年とする。

第 52 条 役員に欠員が生じた場合には直ちに補充する。後任者の任期は前任者の残存期間とする。

第 53 条 役員として不適当と認めた場合、選出された機関の 3 分の 1 以上の署名を得た発議申請書の提出により、当該委員会で解任議決のための特別投票を行い、過半数の決議を得て決議される。

第 13 章 顧問

第 54 条 本会に次の顧問を置く。

- (1) 生徒会顧問（職員の互選による）
- (2) 各種委員会顧問（職員の互選による）
- (3) 部局顧問（職員の互選による）

(4) 同好会顧問（職員の互選による）

(5) ホームルーム顧問（ホームルーム担任がこれに当たる）

第 14 章 会計

第 55 条 本会運営のための経費は生徒会入会金、生徒会費、特別収入をもってこれに当てる。入会金及び会費は次の通り定め、各自その納入の義務を負う。

(1) 入会金 1,000 円

(2) 会費 18,000 円

第 56 条 会計年度は 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日迄とする。

第 57 条 会計予算の立案、執行、会計報告は、生徒会長の了承を得て会計監査委員長がこれを行う。

第 58 条 決算報告は生徒総会の時に行わなければならない。

第 59 条 会員の要求がある場合は会計帳簿の公表を行わなければならない。

第 15 章 附 則

第 60 条 本会に必要な細則は別に定めることが出来る。

第 61 条 本会則の改正は次の場合評議会が審議し、生徒総会の過半数の賛成を得て決議される。

- (1) 会員の 5 分の 1 以上の連名による発議
- (2) 執行部会の発議
- (3) 評議員の 3 分の 1 以上の賛成を得た発議

第 62 条 本会の運営に必要な選挙細則は別に定める。

第 63 条 本会則は、昭和 29 年（1954 年）4 月 1 日より施行する。

昭和 61 年（1986 年）11 月 22 日 一部改正

平成 2 年（1990 年）4 月 28 日 一部改正

平成 8 年（1996 年）10 月 25 日 一部改正

平成 21 年 (2009 年) 5 月 1 日 一部改正
平成 24 年 (2012 年) 5 月 1 日 一部改正
平成 30 年 (2018 年) 5 月 6 日 一部改正
平成 31 年 (2019 年) 4 月 26 日 一部改正
令和 7 年 (2025 年) 4 月 1 日 一部改正

